

姫路市ブランドメッセージ等作成業務委託要求水準書

1 概要・目的

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進行しているが、これは姫路市（以下「本市」という。）においても同様であり、大都市圏への人口集中も相まって、地域の活力低下が懸念される状況にある。

このような中、地域の活力の維持・向上を図る方策の一つとして、特に若い世代の移住・定住を促進することで、急激な人口減少を回避しつつ、世代間の偏りの小さい人口構造を構築する必要がある。

本市では、若い世代の東京圏・大阪府への転出超過が続いているが、若い世代に地域の魅力等が十分に伝わっていないことが原因の一つであると認識している。この解決に向けて、地域の魅力を若い世代に向けて発信し、その価値を認識してもらい、共感した受け手が地域の次の担い手となり新たな価値を生み出すというサイクルを作っていく必要がある。

本業務は、本市の多彩な魅力等を表現したブランドメッセージ及びロゴの作成等を行い、これを旗印とした統一かつ中長期的なプロモーション（以下、「ふるさとプロモーション」という。）につなげるとともに、オール姫路で人口減少に立ち向かうため、市内の機運醸成を図るものである。

2 業務内容

本業務のメインターゲットは、市内大学等に在学中の学生及び小学生以下の子を持つ子育て世代（いずれも女性）とする。受託者は、メインターゲットを念頭に置いて以下の業務を行うものとする。

- (1) 市民ワークショップ等の開催
- (2) フォーカスグループインタビューの実施
- (3) デジタル媒体でのアンケート調査の実施
- (4) ブランドメッセージ・ロゴ案等の作成
- (5) 市民投票の実施
- (6) 動画の制作
- (7) 移住定住促進冊子データの作成
- (8) ブランドメッセージ・ロゴ決定後の広報宣伝
- (9) 業務の全体設計及び進捗管理

3 仕様等

- (1) 市民ワークショップ等の開催

ブランドメッセージ及びロゴの作成に向け、市民の多様な意見を聴取するため、以下のとおりトークイベント及びワークショップを開催すること。

ア 実施回数

計6回

イ 日時・場所

	日 時	場 所
第1回	7月6日（土）午後	アクリエひめじ

		会議室401 (中) 会議室402 (中) 会議室403 (中) 会議室405 (小) ※控室としての利用を想定
第2回	8月17日(土) 午後	受託者が手配
第3回	9月1日(日) 午前	受託者が手配
第4回	9月16日(月・祝) 午後	アクリエひめじ 会議室407 (大) 会議室408 (大)
第5回	10月27日(日) 午後	アクリエひめじ 会議室407 (大) 会議室408 (大)
第6回	11月30日(土) 午後	姫路キャッスルグランヴィリオホテル 錦の間・扇の間

開催日時は上表のとおりとするが、「午前」の場合は、午前10時から午後2時までの間の3時間程度、「午後」の場合は、午後1時から午後5時までの間の3時間程度とすること。

第2回及び第3回の開催場所については、メインターゲットが参加しやすくかつワークショップの議論が盛り上がるような会場を、受託者において手配すること。

開催場所を記載している第1回、第4回、第5回及び第6回については、本市が予約済みであり、受託者は次の施設利用料の支払いを行うこと。なお、付属設備、備品等については、受託者において手配すること。

【アクリエひめじ】

施設名称	概算面積	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)
会議室401 (中)	80平方メートル	9,000円	12,000円
会議室402 (中)	80平方メートル	9,000円	12,000円
会議室403 (中)	80平方メートル	9,000円	12,000円
会議室405 (小)	35平方メートル	5,000円	6,000円
会議室407 (大)	230平方メートル	23,200円	30,800円
会議室408 (大)	230平方メートル	23,200円	30,800円

※映像機材等の付属設備の利用料金については、アクリエひめじのウェブサイトにて確認すること。

※午前、午後を通して利用する想定で施設利用料を見積もること。

【姫路キャッスルグランヴィリオホテル】

会場名	概算面積	基本料金 (2時間)	追加料金 (1時間)
錦扇	390平方メートル	111,320円	55,660円

※5時間利用する想定で施設利用料を見積もること。なお当該施設は、令和6年4月以降、上限10%の料金改定を予定している。

ウ 最少開催人数・想定人数

各回の最少開催人数及び想定人数は、次のとおりとする。

	最少開催人数	想定人数
第1回	24人	80人程度
第2回	15人	50人程度
第3回	15人	50人程度
第4回	30人	100人程度
第5回	30人	100人程度
第6回	30人	100人程度

最少開催人数を下回った場合は開催を中止し、別日程での開催について本市と協議すること。各会場の施設利用料については本市への返還を求めないが、別日程で開催することとなった場合は、施設利用料等の必要経費について本市に請求しないこと。

また最大開催人数については、各会場の収容人数を超えない範囲とすること。

エ 内容

各回の内容は以下のとおりとする。開催内容の詳細については、本市、受託者及びファシリテーターとの協議により企画し、決定する。なお、第2回から第6回ワークショップについては、1グループにつき参加者4名程度の配置とすること。

【各回の内容】

第1回：トークイベント

本市の人口動態、経済動向等に関する統計情報など（本市より情報提供）を提示し、その内容についてパネリスト2名以上が対話するもの（なお、目的は次のとおり。）

※トークイベント開催の目的

参加者に本市の課題や現状等を認識してもらい、市政に対する興味惹起を図ることで、第2回から第6回ワークショップへの参加を促すこと。

※本市より情報提供する資料イメージ：「姫路市版地域の未来予測」など
(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000026748.html>)

第2回～第4回：ワークショップ

本市の魅力を掘り起こし、魅力を共有し、参加者の共感を生むもの（各回同一内容）

第5回：ワークショップ

第2回から第4回で掘り起こした本市の魅力をもとに、他都市と比較した本市の暮らしの優位性や市民とともに目指す未来像等を言葉にし、ブランドメッセージ等を想起するもの

第6回：ワークショップ

第2回から第5回をもとに作成したブランドメッセージ3案を提示し、その推薦理由や活用方法を検討するもの

オ 第1回トークイベントに出演するパネリスト等との調整、支払い

トークイベントに出演するコーディネーター及びパネリスト2名以上の選定は、プロポーザルでの提案をもとに本市と協議の上決定する。コーディネーター及びパネリストへの依頼、調整、出演経費の支払い等は、受託者が行うこと。

カ ファシリテーターとの調整、支払い

ワークショップに出演するファシリテーターの選定は、本市が行う。受託者は各回のワークショップの開催に際して、本市及びファシリテーターとプログラム内容やその手法等について綿密に調整を行うとともに、各回終了後、都度ファシリテーターに対し必要経費を支払うものとする。必要経費として、170万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の支払いを想定すること。

キ 参加者の募集及び広報宣伝

参加者は受託者において募集し、1回あたりの参加人数は、ウに示す人数を目指すこと。特に、第2回から第4回のいずれかに参加した者が、第5回及び第6回に20人以上参加するよう努めること。また、参加申し込みについては、複数人での申し込みを可能とすること。

参加要件は定めないが、特に小学生以下の子を持つ子育て世代が多く参加するよう、本市と協議の上、募集及び広報宣伝を行うこと。なお、第2回については市内大学等に在学中の学生も多く参加するよう努めること。

ブランドメッセージ・ロゴを作成予定であることや、市民ワークショップ等を複数回開催していることを周知するため、プッシュ型やプル型の情報発信を織り交ぜながら制作過程を広く広報すること。なお、次の手段については必ず行うものとする。

【必須の広報手段】

- ・市内私立認定こども園、保育所及び幼稚園へのチラシの配布
目安：市内私立認定こども園、保育所及び幼稚園の園児数 約13,000人
(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000021431.html>)
- ・市立小学校へのチラシの配布
目安：市立小学校の児童数 約27,000人
(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003695.html>)
- ・SNS等デジタル媒体への広告掲出

ク 参加者にプレゼントするノベルティの手配及び配布

参加者に対し、ノベルティを配布すること。ノベルティは、本業務のみで取得可能なオリジナルデザインのものであり、かつメインターゲットが私生活で使用する可能性が高いものを制作すること。

ケ 参加希望者との連絡及び調整

参加申し込みのあった参加希望者に対する連絡及び調整を行うこと。また、参加者一覧表について、開催日3日前までに本市に情報提供すること。

コ 開催場所となる各施設との連絡及び調整

開催場所となる各施設との連絡及び調整を行うこと。また、小学生以下の子を持つ子育て世代が多く参加するよう、会場設営に関する仕掛けを提案すること。

サ その他各回開催に当たり必要な資材等の手配、準備

その他各回開催に当たり必要な一切の資材や資料等については、受託者において手配、準備すること。また、各施設利用規約に反しない限り、資材には参加者が食すための菓子類や飲料を含むものとする。

シ 各回の開催に当たり必要なスタッフの確保

会場の設営や受付事務など、各回の開催に当たり必要なスタッフは、受託者において確保すること。

ス 各回開催における参加者の受付を含む全体運営

各回における参加者の受付を含む全体運営を行うこと。ただし、第2回から第

6回のワークショップの進行は、本市が選定したファシリテーターが行うこととする。

セ 参加者アンケート調査の実施

各回の参加者に対し、アンケート調査を実施すること。媒体は、紙又はデジタルとし、項目については本市と協議の上決定するが、10項目以内とする。

ソ 業務報告書の作成

各回終了後1週間以内に、業務報告書を作成し、本市に都度提出すること。開催までの企画・運営の内容や協議の経過、開催後の成果（参加者アンケート調査結果を含む）を記録し、本市と協議の上、履行した業務内容を正確かつ簡潔に取りまとめること。様式は任意とする。

(2) フォーカスグループインタビューの実施

(1)の第2回ワークショップ（令和6年8月17日開催）の開催以前に、(3)で実施する定量的なアンケートでは捕捉できない「生の声」を収集する定性調査の場として、フォーカスグループインタビューを実施すること。（1回につき2時間程度）

ア 実施回数

計3回

移住者グループ 1回

子育て期グループ 1回

市内大学等に在学中の学生グループ 1回

イ 場所

受託者において手配すること。

ウ 対象者

対象者（各回5名程度）の選定は、本市が行う。受託者は、各グループの対象者に対する依頼、日程調整及び謝礼の支払いを行うこと。謝礼としては、5千円程度を想定すること。

エ 方法

基調となるテーマとその流れを用意した上で、コーディネーターが適切に運営することにより、参加者の自由な発言を許しつつ結果としてテーマにフォーカスされた発言が尽くされることに配慮すること。

オ インタビュー項目

インタビューの実施に当たっては、本市と協議の上決定するが、次の項目を把握できるような設問を設定すること。

【インタビュー項目】

- ・本市の魅力、強み
- ・本市に不足するもの、弱み
- ・本市が目指すべきまちの未来 など

カ 業務報告書の作成

各グループの取材後1週間以内に、業務報告書を作成し、本市に都度提出すること。実施概要や調査結果（各グループの生の声等）を記録すること。様式は任意とする。

(3) デジタル媒体でのアンケート調査の実施

定量調査として、次のアンケートを実施すること。

ア 市外在住者向けアンケート

関西2府4県在住の20代から40代（男女比は概ね同率とする。）を対象とし、本市の都市イメージ等に関するアンケート調査を令和6年9月30日までに実施すること。アンケート項目については、本市と協議のうえ決定するが、項目数は10項目以上30項目以内とし、400名以上から収集するものとする。

イ 市内在住者向けアンケート

市内在住の20代から40代（男女比は概ね同率とする。）を対象とし、本市の都市イメージ等に関するアンケート調査を令和6年10月31日までに実施すること。アンケート項目については、本市と協議のうえ決定するが、項目数は10項目以上30項目以内とし、400名以上から収集するものとする。

ウ 業務報告書の作成

各アンケート調査の終了後1週間以内に、調査結果報告書を作成し、本市に都度提出すること。調査結果報告書には、性別、年齢、居住地域等の属性毎の分析結果を記載すること。

(4) ブランドメッセージ・ロゴ案等の作成

ア 上記(1)、(2)及び(3)の結果を踏まえ、主に市内在住者の多くの人の共感が得られ、かつ、今後の「ふるさとプロモーション」において効果的に活用できるブランドメッセージ・ロゴの組み合わせ案を作成すること。作成にあたっては、本市と十分な協議のうえ、必要な調整及び修正等を行うこと。なお、ブランドメッセージ・ロゴは、他都市と比較した本市の暮らしの優位性や市民とともに目指す未来像に関する要素等を表現したものとし、かつ拡散しやすい工夫を施すものとする。

イ 次のとおり段階的に本市に案を提出すること。提出後に本市との協議により修正の必要が発生した場合は、対応を行うこと。なお、案の提出データの形式は、PDF及びJPEGとする。

【スケジュール】

日程	内容
11月12日(火)	第1回〆切 提出物：メッセージ5案以上
11月下旬	本市にてメッセージ3案を選定
11月30日(土)	第6回ワークショップ 内容：メッセージ3案を市民に提示
12月20日(金)	第2回〆切 提出物：メッセージ1案につきロゴ3案以上
12月下旬	本市にてメッセージ1案につきロゴ1案を選定
1月上旬	市民投票 内容：メッセージ・ロゴの組み合わせ3案を市民に提示

ウ 商標登録調査等を行い、著作権やその他の権利など第三者の権利を侵害しないことを確認し、活用可能なものとする

エ ブランドメッセージを作成するコピーライターを、上記(1)のすべての市民

ワークショップ等に参加させること。ただし、本市が不参加を認めた回については、参加しないことができる。

オ 決定したロゴを使用するにあたってのガイドラインの制作を行うこと。

【ガイドライン項目】

- ・ロゴ表示色の指定（カラー・モノクロ含む）
- ・シンボルマークとロゴタイプ（メッセージ）の組み合わせ
- ・ネガティブ（反転）表示パターン
- ・余白（アイソレーションエリア）の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定 など

カ ブランドメッセージ・ロゴは具体的に以下の活用を想定しているが、その他の有効な活用方法についても提案すること。

【想定している活用先】

- ・市が発行する各種刊行物
- ・移住定住促進サイト「いいね姫路」のヘッダー画像
- ・ウェブ広告
- ・チラシ
- ・のぼり旗
- ・各種グッズ（ボールペン、ピンバッジ、ステッカー、マグネットなど）

キ 市民投票によって決定したブランドメッセージ・ロゴを挿入した、次のグッズをデザインし、データを作成すること。

- ・ポスター（移住フェア等出展時の掲示を想定）
- ・職員用名刺（市職員による配布を想定）

ク 本市の都市イメージを表現したジングルを1種類制作すること。ジングルは、（6）で制作する動画や令和7年度以降に作成するコンテンツでの使用を想定し、ブランドメッセージ・ロゴとの相性を勘案したものとすること。制作にあたっては、本市と十分な協議のうえ、必要な調整及び修正等を行うこと。

（5）市民投票の実施

ア ブランドメッセージ・ロゴの組み合わせ3案について、投票機能を有したオンラインフォームを設置し、市民投票を行うこと。また、投票の開始から集計までの一切の事務について、受託者において行うこと。

イ 投票を広く周知するため、市内こども園や小学校へのチラシの配布、ウェブ広告や情報誌・フリーペーパーなど紙媒体への掲載、また市内量販店などへのチラシの設置などを通して、広報を行うこと。なお、例示した広報手段以外にも有効な手法があれば提案すること。

ウ 投票内容は、ブランドメッセージ・ロゴ3案の選択のほか、選択した理由欄（選択制）も設けること。

エ 市民投票の実施時期は、令和7年1月頃とするが、令和7年2月中旬には最終候補1案が決定できるよう、スケジュールを設定すること。

オ 市民投票実施後3日以内に、業務報告書を作成し、本市に提出すること。

（6）動画の制作

ア 市内向け動画（15秒、30秒、1分、3分）

ブランドメッセージ・ロゴが作成されたことを市内の住民に周知するとともに、シビックプライドを醸成するため、ワークショップの風景や本市の魅力的なスポット等を織り交ぜた動画を4種類（15秒、30秒、1分、3分）作成すること。なお、当該動画のうち15秒及び30秒の動画は、市内在住者をターゲットとしたリスティング広告やSNS広告等での使用を想定しており、1分及び3分の動画は、本市公式Youtube等での配信を想定している。いずれも、動画の構成にブランドメッセージ・ロゴ及び（4）で制作したジングルを入れたものとし、発信の開始時期は、令和7年3月中旬頃を予定している。

なお、作成する動画はすべてHD以上とし、横型（16：9）及び縦型（9：16）の2種類を作成するものとする。

イ 市外向け動画（15秒、30秒、1分、3分）

本市の魅力や暮らしやすさを市外に発信するための動画を4種類（15秒、30秒、1分、3分）作成すること。なお、当該動画のうち15秒及び30秒の動画は、市外在住者に向けたリスティング広告やSNS広告等での使用を想定しており、1分及び3分の動画は、本市公式Youtube等での配信を想定している。いずれも、動画の構成にブランドメッセージ・ロゴ及び（4）で制作したジングルを入れたものとし、発信の開始時期は、令和7年度以降を予定している。

なお、作成する動画はすべてHD以上とし、横型（16：9）及び縦型（9：16）の2種類を作成するものとする。

（7）移住定住促進冊子データの作成

令和7年度に移住・定住促進に関する冊子を印刷発注する予定であり、その元となるデータを作成すること。内容は、市民ワークショップ等で明らかとなった本市の魅力を反映したものとし、仕様については以下のとおり考えている。ただし、本市が認める場合は、受託者から提案された仕様等について、仕様等の変更も可能とする。また、当該データ（画像や文書）を本市移住定住促進サイト「いね姫路」等でも使用できるよう加工、編集すること。

【移住定住促進冊子データ】

ア 仕様（紙面ベース）

A4版（縦向き）、フルカラー、8ページ（観音開きを想定）

イ 構成

（ア）表紙 1ページ

（イ）全域地図、アクセスマップ 2ページ

（ウ）本市の魅力・他都市と比較した優位性の紹介 4ページ

（エ）本市の移住支援メニュー 2ページ

（オ）裏表紙 1ページ

ウ 内容

（ア）各ページの説明に関する文章

（イ）各ページの説明に必要な写真

エ 校正

次の段階で本市と協議のうえ、校正を行うこと。

（ア）全体構成・デザイン立案段階 2回以上

（イ）写真及び文章立案段階 3回以上

(8) ブランドメッセージ・ロゴ決定後の広報宣伝

(6) アで作成した動画を用いて、リスティング広告及びSNS広告を実施すること。実施時期は、令和7年3月中旬からの2週間程度とする。広報対象は市内在住者とし、媒体及び広告頻度は、提案によることとする。

(9) 業務の全体設計及び進捗管理

別添資料を参考に、本業務の全体設計及び進捗管理を行うこと。また、本市と十分な連携を図るため、月1回程度(1回当たり90分程度)の定例会議を実施し、業務の進捗管理や成果物の提出等について、相談、報告すること。なお、オンライン対応については、本市と協議の上決定する。

4 成果物

(1) 受託者は、本業務の完了に際し、次に掲げる成果物を市に提出すること。なお、提出期日について指定のないものについては、令和7年3月31日を期日とする。

ア 市民ワークショップ等に係る報告書

(ア) A4サイズ印刷物 1部

(イ) 電子データ (Microsoft Office Word 及びPDF形式)

(ウ) 提出期日 各回終了後1週間以内

イ フォーカスグループインタビューに係る報告書

(ア) A4サイズ印刷物 1部

(イ) 電子データ (Microsoft Office Word 及びPDF形式)

(ウ) 提出期日 各グループ取材後1週間以内

ウ デジタル媒体でのアンケート調査結果報告書

(ア) A4サイズ印刷物 1部

(イ) 電子データ (Microsoft Office Word 及びMicrosoft Office Excel)

(ウ) 提出期日 各調査終了後1週間以内

エ 市民投票によって決定したブランドメッセージ・ロゴデータ一式

(ア) 完成データ (PDF形式、JPEG形式およびAI形式の印刷用原稿データ)

(イ) デザインマニュアル (Microsoft Office Word 及びPDF形式)

(ウ) 提出期日 令和7年2月28日

オ 市民投票によって決定したブランドメッセージ・ロゴを挿入したポスター

(ア) 電子データ (PDF形式、JPEG形式およびAI形式)

カ 市民投票によって決定したブランドメッセージ・ロゴを挿入した職員用名刺

(ア) 電子データ (Microsoft Office Word 及びPDF形式)

キ 市民投票集計結果報告書

(ア) A4サイズ印刷物 1部

(イ) 電子データ (Microsoft Office Word 及びPDF形式)

(ウ) 提出期日 投票終了後3日以内

ク 動画に係る成果物

(ア) DVD形式等

①形式: NTSC形式とし、アスペクト比16:9、リージョンコードはALLとする。

- ②保存媒体：DVDまたはブルーレイ
- ③部数：2セット（コピーガード処理を施さないこと）
- (イ)ウェブサイト用データ
 - ①形式：WMV形式およびMP4形式とする。なお、YouTubeにそのまま掲載可能な形式についてもあわせて納品すること。
 - ②保存媒体：DVDまたはブルーレイ
 - ③部数：1セット
- (ウ)サムネイル
 - 動画コンテンツに応じたサムネイルを制作し納品すること。
 - ①形式：JPEG及びPDF形式（1280×720px、2MB以内）
 - ②部数 各1部

ケ 移住定住促進冊子データ

電子データ（AIデータ及びPDF）

コ ホームページコンテンツ

(ア)電子データ（画像：JPEG形式、文書：Microsoft Office Word）

(イ)提出期日 令和7年2月28日

サ 広報宣伝に係る報告書

(ア)A4サイズ印刷物 1部

(イ)電子データ（Microsoft Office Word及びPDF形式）

シ 定例会議記録簿 一式

(ア)A4サイズ印刷物 1部

(イ)電子データ（Microsoft Office Word及びPDF形式）

- (2) 本業務の成果物は、全て市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく成果物等を第三者に貸与し、使用し、又は公表することはできない。また、本業務の成果物に関する一切の権利を放棄すること。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、各種関係法令を遵守の上で実施するとともに、本市と十分な協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本市の地域特性を十分理解し、業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。ただし、本市において提供可能な資料は無償で貸与する。
- (5) 受託者は、本業務を進めるに当たって知り得た事項について、本市が公表する以外の事項について一切の秘密を漏らしてはならない。
- (6) 仕様書等に定める事項及び本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (7) 仕様書等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。
- (8) 諸般の事情により、市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。

6 業務委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

7 業務委託者
姫路市